



令和 7 年度の事業所におけるダイオキシン類の調査結果を公表します

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度を毎年 1 回以上測定し、その結果を県*に報告する義務があります。

このたび、令和 7 年度に報告された自主測定結果をとりまとめましたので、公表します。

※ 新潟市内の設置者は新潟市に自主測定結果を報告しており、同市が公表しています。

1 自主測定結果の概要

事業者が自主的に測定した 133 施設は、すべて排出基準に適合していました。

調査媒体	施設種類	報告施設数	
			排出基準超過施設数
排出ガス	廃棄物焼却炉等	123	0
排出水	事業場	10	0
合 計		133	0

2 自主測定結果の詳細

結果の詳細は、ホームページ「環境にいがた」に掲載しています。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1356873796962.html>)

【参考】

ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、人に対する発がん性が報告されている。

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課

〔排出ガス関係〕 大気環境係 山口
直通 025-280-5155 内線 2714

〔排出水関係〕 水環境係 遠藤
直通 025-280-5157 内線 2716